

県外への往来（就活・帰省等）を希望する学生の皆さんへ

2021年4月28日 琉球大学教育学部長・教育学部学務係

ご存じのとおり、全国的に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大していますが、沖縄県は本島9市および宮古島市において5月11日まで「まん延防止等重点措置」の対象地域となっています。県は、具体的には下記を県民に呼びかけています。

県民への要請(県内全域) 【特措法第24条9項:協力要請】
【特措法第31条の6第1項:命令、週料等の対象となる要請】

- 不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)
- 県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)
- 歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)
- 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)
- 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(法第24条第9項)

※来訪者の皆様は、国の基本的対処方針において、それぞれの都道府県で外出自粛が求められ、又は帰省・旅行について慎重な検討を促されていることにご留意ください。

これを受け止める場合、教育学部としては県外との往来を極力控えてほしいと言わざるをえませんが、就職活動や採用試験、家族と過ごして心身をリラックスさせるための帰省等、往来が必要なこともあると思います。

については、県外との往来を希望する学生においては、次の点を考慮・配慮しながら保護者や指導教員等とも十分に相談したうえで、移動するようお願いいたします。

- 1) 移動前から、朝晩の検温など毎日の健康観察を徹底し、体調不良があれば移動を控えること。
- 2) 県外にいる間、年次指導教員との連絡手段（携帯電話やメール、Line等）を確保し、何かあればこまめに連絡を取るようにすること。
- 3) 不慮の事態により沖縄に戻れなくなった場合に備えて、授業に遠隔で参加できる手段（デバイス、ネット環境）を考えておくこと。自分が受講している授業が遠隔対応可能かどうか、確認しておくことを勧めます。

なお、特に大型連休に向けては、内閣府より国民に注意喚起を促す下記の特設サイトが発信されていますので、ご参照ください。

→ → <https://corona.go.jp/proposal/>

移動先や帰省先においても琉球大学の学生であるという本分を忘れずに、感染対策など、その場に相応しい行動を心がけるように努めてください。皆様のご健康を心よりお祈りしています。